

住宅真下のトンネル掘削

一部

工事差止決定!!

陥没の
恐れあり

いつ? 2022年2月28日

東京地裁が差止命令

2020年に申請していた仮処分申請に対して
気泡シールド工法でのトンネル工事を差止め
る決定が出ました

どうして?

1) 地盤を緩ませ、陥没等の恐れ
があるため、工事は**違法**。

このまま工事を続けたら、具体的な被害が発生する
可能性があり、住民の**人格権等の権利侵害**。

2) 具体的な再発防止策がない。

事業者は、督促されても陥没地域についての再発防止
策の日程すら示さなかった。一方で、大泉と中央JCTに
ついて審尋終結後に「再発防止対策」を提出。

どこの工事?

東名JCT立坑～武蔵野市
井の頭通りまでの2本の
本線トンネル南側9km部
分。 調布の陥没事故を起こし停
止中の本線南行きシールドマシンと、
これから陥没地域を掘削する予定の
本線北行きシールドマシンが対象。地盤
補修後に再開予定だった。

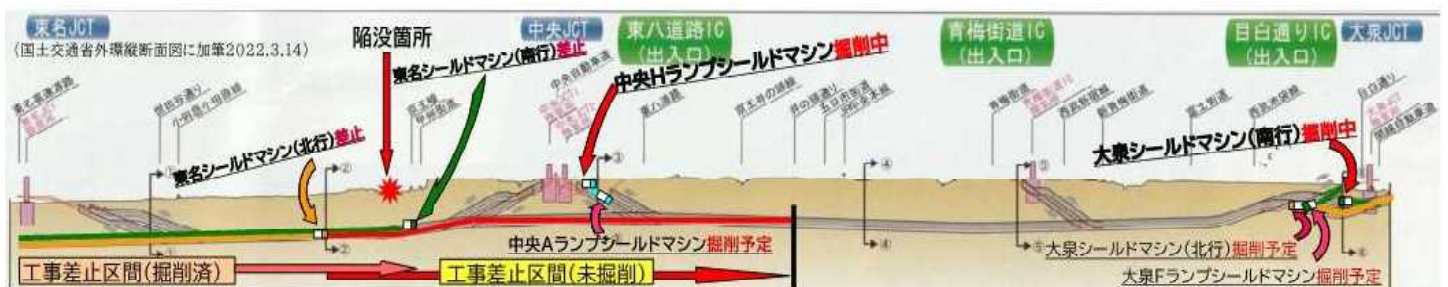
どうなるの?

工事再開には、**裁判所の
判断が必要**。事業者が保全
異議申立をする可能性あり。

大泉～井の頭通りと
中央JCTランプは対象外

3/14全ての外環トンネル工事
差止めを求め高裁へ抗告!!

裁判所は原因を「特殊な地盤」とし、再発
防止対策も示されたというが、このままでは
住民の安全確保は絵にかいた餅。



東京外環道工事差止仮処分決定の意義と課題(2022.03.02 弁護士 武内更一)

危険な工事の違法性を認めた画期的判決

国策事業の東京外環道の南側半分(東名ジャンクション部発進)の本線トンネル上下線2本の工事が差し止められた意義は画期的だと思います。

陥没事故の2020年10月に既に停止していますので、現場の状況としては現状を追認しただけに見えますが、裁判所の命令で再開できないので、法的には大違いです。これから掘削される予定区域の住民の安心感は、格段の違いがあります。

原告適格が認められたのは一人ですが、そのような債権者は他に3名おり、事実上は、その方々も原告適格が認められたに等しく、それに加えてトンネル予定地上の多くの住民も停止決定の利益があり、効果の大きい決定です。

さらに、トンネルの真上の住民ではない方が、地盤の緩み、空洞、陥没の危険が認められましたので、トンネル周辺の一定の範囲の住民にとっても意味のある決定です。

効果ない再発防止策

問題は北側半分、大泉側から掘進するトンネルとランブウエイトンネルについて差止が認められなかったことです。決定は地盤条件が異なり危険性の疎明がないとして却下しました。「土砂の取込み過ぎによる地盤の緩みや地盤沈下の危険性」は、「大深度地下利用調査会」の答申書に、地盤条件の限定無く記載されておりますし、2020年6月の東横・相鉄トンネル工事の道路陥没事故の報告書には「特殊な地盤」との指摘はありません。

全線の工事差止を求めて抗告

さらに、この決定は、事業者が策定した「再発防止対策」の有効性を認めていないのですから、そのことは北側のトンネルについても同様のはずです。これらの点は、抗告審の主要テーマになります。

事業者側は、保全異議の申し立てををすると思われますので、この決定自体についても、闘いは終わったとは言えません。しかし、1つ地裁の判断が出たことの社会的意義は非常に大きいものがあり、行政訴訟にも影響を与えるはず です。



2/28 仮処分決定を受け、記者会見実施

★調布の地元では、住民の移転が始まり「街壊し」が進んでいる。トンネル直上から3軒おいた家では水道管が浮いてきている。地盤が緩み、被害が進行している中、25日には転居した家の取り壊しを周囲の住民へのきちんとした説明なしに始めようとした。決定の重みを受け、住民の暮らしを脅かす憲法違反の工事は直ぐに全てを中止すべきだ。

★嬉しさ半分、悲しさ半分。全てのシールドトンネル工事を止めてほしい。(記者会見の録画:<https://www.youtube.com/watch?v=9Nia07JD4CE&t=904s>)

東京外環道路、ホントに続けていいの？

～シールドマシン工事差止仮処分決定！そして抗告へ～報告集会

日時：2022年4月9日(土) 14:00～16:00

場所：三鷹市市民協働センター第1会議室＋オンライン

(JR中央線三鷹駅南口徒歩約15分 三鷹市下連雀4-17-23)

報告1：差止め仮処分決定の意義

弁護団 武内更一さん、遠藤憲一さん、吉田哲也さん

報告2：今後の外環道工事のモニタリング

上田昌文さん(外環振動・低周波音調査会、市民科学研究室)

申込・問合せ：nongaikan2017@gaikan.net



第15回口頭弁論 傍聴券14:40抽選

5月27日(金)15:00～

東京地裁103号法廷 地下鉄「霞ヶ関」駅A1出口

終了後 報告集会 傍聴に来てください

衆議院第2議員会館(地下1階)第1会議室

「東京外環道訴訟を支える会」

<http://nongaikan.sblo.jp/>

ゆうちょ銀行〇一九店当座0392387

郵便振替口座00150-0-392387

年会費1000円 カンパ歓迎

問合せ:nongaikan2017@gaikan.net

仮処分裁判

「抗告」に
支援カンパ
をお願いします

住宅の真下にトンネルいらない！